

＜家屋と償却資産の区分表＞

※下記の表では一般的な設備等の例示をしていますが、一宮市での取扱いであり自治体ごとで取扱いが異なる場合があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋の所有関係			
			自己所有		借家	
			家屋 (申告不要)	償却資産 (申告要)	家屋 (申告不要)	償却資産 (申告要)
建 築 工 事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電 気 設 備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式 屋内設備一式	○	○		○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備（＊）		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	LAN設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	監視カメラ(ITV) 設備	受像機(テレビ)、カメラ		○		○
		配管・配線等	○			○
	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	盗難非常通報装置	設備一式	○			○
	自動車管制装置	屋外設備一式		○		○
		屋内設備一式	○			○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備（＊）		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		○		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備（＊） 屋内の配管等	○	○		○
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			○
空 調 設 備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産または業務用設備（＊）		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産または業務用設備（＊） 上記以外の設備	○	○		○
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○
外 構 工 事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化設備等)		○		○

（＊）特定の生産または業務用設備の例

- ・工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備
- ・ガスバーナー用のガス配管
- ・工業用水道配管
- ・精密機械工場内の空調設備や集塵設備

（４）土地と償却資産の区分

土地の造成または改良のために要した費用は、土地の取得価額に含めて経理処理をすることになっていますが、その規模、構造からみて土地と区分して構築物とすることが適当と認められる場合は、構築物の取得価額とすることができます。(法人税基本通達 7-3-4) この場合は、償却資産の申告が必要です。詳しくはお尋ねください。